

表彰規程
(2019年6月1日改訂)

<目 的>

第1条 本規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「協会」という）の発展に貢献し、全国会員の模範として推奨するに足ると認められる者を表彰するために、必要事項を定めることを目的とする。

<表 彰>

第2条 協会は、次の各号のいずれかに該当する団体、または個人を表彰する。

- ① 多年にわたり、スポーツ射撃の向上に貢献した者
- ② スポーツ射撃の向上に尽力し、その功績が顕著な者
- ③ 協会段級位審査規程第8条に規定する特別表彰に該当する者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、事業遂行に功績のあった者

<表彰の方法>

第3条 表彰は、表彰状または感謝状を付与して行う。

2. 前項の表彰状には、副賞として記念品を添えることがある。

<追 彰>

第4条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡した場合は、追彰することができる。

<表彰の時期>

第5条 表彰は、原則として毎年国民体育大会の閉会式、または協会の社員総会において行う。

<総務委員会の任務>

第6条 総務委員会（以下「委員会」という）は、次の各号に掲げることを行う。

- ① 本部役員または加盟団体の長の申請にもとづき、その内容、表彰の種類等を審議する。

- ② 前号のほか、委員会において被表彰者等について推薦し、理事会に対して発議する。
- ③ 前各号のほか、国の叙勲、褒賞、または他の団体が行う表彰等に関する調査、内申案を作成する。

<選考>

第7条 前条の規程により、委員会の提案または発議にもとづき、理事会でこれを審議の上、選考し、決定する。

2. 表彰は、会長がこれを行うものとする。

<申請書>

第8条 申請書の様式は、別表のとおりとする。

2. 前項の申請書は、通常、国民体育大会の開会式または協会の社員総会開催日の2カ月前に、協会に送付するものとする。

<附則>

1. 本規程は、昭和58年3月1日から施行する。
2. 従前の「社団法人日本ライフル射撃協会表彰規程」（昭和37年5月1日施行、昭和47年4月1日改正）は、これを廃止する。
3. 改訂 平成26年5月10日（公益社団対応ほか）
4. 改訂 2019年6月1日（表彰細則第4条の対象に団体を追加）

別表様式
年 月 日

公益社団法人日本ライフル射撃協会
会長 殿

表 彰 申 請 書

公益社団法人日本ライフル射撃協会表彰規程第2条および第7条により表彰状の交付方申請いたします。

申請者
所属名
代表者名

記

対象者

(ふりがな)		生年月日	
氏名			
住所			
役職名			
経歴の概要			
受賞の有無			
推薦理由			

以上

表 彰 細 則

第1条 表彰規程の第2条の規定による表彰に関してはこの細則による。

第2条 表彰者は加盟団体又は委員会から推薦し委員会で審査し、理事会の議決を経て、会長が表彰する。

第3条 加盟団体・本会の表彰者は原則として各々年2名以内とする。

2 会長特別表彰はメダル獲得者を除き年5名以内とする。

(「前条にかかわらず」を削除)

第4条 会員が次の各号の一つに該当する場合は表彰する。

1 会長特別表彰

- ① 本会会員として永年者(40年以上)で特に活発な活動を行った者
(選手として大会参加・国体参加・地方役員・審判員等)
- ② オリンピック・世界選手権でメダルを獲得した者
- ③ 本会役員として25年以上の者で特に協会発展に寄与した者
- ④ 上記に準じる貢献がある者および団体

2 会長表彰

- ① 本会に多大な貢献をした者
- ② 本会理事・監事として10年以上の者
- ③ 本部公認審判員として20年以上の者
- ④ 加盟団体会長・副会長・理事長として15年以上の者
- ⑤ 加盟団体理事・監事・その他役職員として15年以上の者
- ⑥ 国民体育大会役員・選手として20年以上の者
- ⑦ 上記に準じる貢献がある者および団体

3 職員永年表彰

- ① 10年勤続の者
- ② 20年勤続の者
- ③ 30年勤続の者

4 年間活動賞

- ① 加盟団体として活発な活動を行いライフル射撃に寄与した団体(年1団体)
- ② 選手として当該年度で最高の活躍をした男女各々1名
- ③ 会員として当該年度で最高のライフル射撃普及を実施した者(年1名)
- ④ 上記に準じ会長が推薦した者

第5条 本細則は平成9年11月18日より施行する。

附則

- 1 平成26年5月17日改訂、同日施行(公益化対応ほか)
- 2 2019年6月1日改訂、同日施行(第4条に団体を追加)